

手形交換参加銀行 殿

一般財団法人 静岡県銀行協会
静岡手形交換所

「静岡手形交換所規則」等一部改正および「手形交換所の業務終了に伴う取扱い」策定の件

標記の件、静岡手形交換所規則等（以下、規則等）を下記のとおり改正しますので通知いたします。併せて、「静岡手形交換所の業務終了に伴う取扱い」を策定したので通知いたします。

記

1. 目的

- ・ 静岡手形交換所（以下、手形交換所という）事業の終了に伴う規則・細則等の改正
- ・ 手形交換所の業務終了に伴う、手形交換関係、取引停止処分関係他の業務取扱いの策定

2. 内容

(1) 規則・細則の改正・・・別紙1のとおり

手形交換所事業の終了に向けて規則・細則を段階的に失効させるもの

失効／廃止日	主な内容
手形交換所業務終了日の前営業日 (令和4年11月1日(火)を想定)	不渡届の最終提出日に合せて、不渡届に係る規則および細則を失効
同 業務終了日 (令和4年11月2日(水)を想定)	手形交換・取引停止処分に係る業務の終了に伴い、規則・細則の大宗を失効
手形交換所事業終了日 (令和5年3月31日(金)を想定)	手形交換所の事業終了に伴い、規則・細則を廃止

上記に係る関連諸規定については、令和4年7月末を目途に別途改廃する。

(2) 静岡手形交換所の業務終了に伴う取扱い・・・別紙2の通り

上記(1)の改正を踏まえ、業務取扱を定めるもの

項目	主な内容
手形交換関係	・ 手形交換業務および交換決済の終了日 ・ 業務終了日以降の不渡手形、混入手形、交換違算金等の取扱い
取引停止処分関係	・ 不渡届の提出終了日、不渡処分および取引停止処分の取扱い ・ 不渡報告・取引停止報告の掲載終了日 ・ 不渡情報の共同利用終了に伴う「不渡情報の共同利用に当たっての公表文」の取扱い ・ 異議申立、取引停止処分者照会センター、不渡情報の開示請求等の取扱い
その他	・ 脱退手続の要否、保証金の返還、他

3. 実施日 令和4年4月19日

以上